

【厚生労働省からのお知らせ（注意喚起）】オンライン資格確認等結果の負担割合等を参照せず、独自に算定・表示しているレセコン等について

👤 作成者：医療機関等ONSサービスデスク

📅 20日前 ・ 👁 閲覧数：499

◆◆
【厚生労働省からのお知らせ（注意喚起）】オンライン資格確認等結果の負担割合等を参照せず、独自に算定・表示しているレセコン等について

一部の医療機関等において、レセプトコンピューター／電子カルテシステム（以下、「レセコン等」という。）で表示された負担割合（※）と、医療保険者等がオンライン資格確認等システム（以下、「オン資システム」という。）に登録している負担割合が異なるといった事象が発生しております。（※）高齢受給者証の負担割合、および後期高齢者医療制度の被保険者証における一部負担割合

これは、医療機関等が導入されているレセコン等において、オンライン資格確認結果の負担割合を参照せず、所得情報（限度額適用認定証の適用区分）をもとに負担割合を独自に算出する仕様になっていることが原因と判明しています。

当該仕様により、正しい適用区分が確認できない場合（例：証の持参無し、オン資からの取得同意無し）には、レセコン等に登録されている過去の適用区分や生年月日等で負担割合を算出することとなり、医療保険者等が意図しない負担割合になることがございます。

なお、負担割合については、以下の理由から、オン資システムに登録している負担割合を参照いただく必要があります

<理由>

- ① 被保険者証や高齢受給者証の負担割合と、高額療養費制度における限度額適用区分は別制度であるため、負担割合表示のために限度額情報の取得同意が必要なことに制度上の説明がつかない。
- ② オン資システムを利用してのレセプト請求においては、医療保険者等が登録したものが正しいものであり、限度額適用認定証の適用区分をもとにレセコン等で独自算定された場合、その真正性が失われる。
- ③ 医療機関等としては、オン資システムから限度額適用区分の提供を受けるためには、患者から口頭等で同意を取る必要があります。高額な診療費にならない場合は同意が取り辛い状況であり、オン資システムの円滑な運用の弊害となりうる。

つきましては、各レセコン等ベンダー様におかれましては、当該仕様になっていないかをご確認いただき、当該仕様になっている場合には、以下の方法で医療保険情報提供等実施機関までご連絡ください。後日、詳細確認のため折り返しご連絡させていただきます。

また、負担割合以外にも、レセプト請求に影響する独自変換・算出仕様があればご連絡ください。

【ご連絡方法】

医療機関等ONSのお問合せフォームにて以下の内容を入力。

- ・問合せ区分：オンライン資格確認 問い合わせ
- ・カテゴリ：90|その他
- ・タイトル：レセコン等の負担割合等を独自算定・表示する仕様について
- ・問合せ内容：
 - (社名)
 - (連絡先) ※ご担当者名・メールアドレス・日中帯に繋がる電話番号
 - (該当するレセコン等の型番・シリーズ名など)
 - (仕様の詳細)
 - (該当レセコン等の導入医療機関等数)
 - (当該仕様に関する導入医療機関等からの問合せ有無) ※件数もわかれば記載
 - (改修予定有無) ※具体的な時期もわかれば記載

固定リンクのコピー

添付ファイル

添付ファイルが見つかりません

最も役立つページ

表示するコンテンツはありません